



矢板市の家計簿 (一)

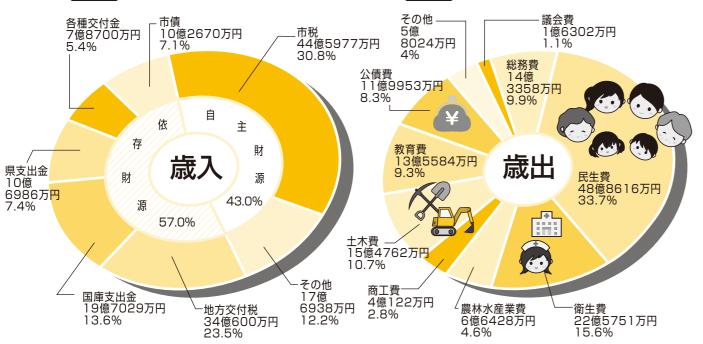
2018 (平成30) 年度の矢板市 全体の予算とお金の使い道

の「財政状況」がどうなっているのか? を1か月の「家計簿」にして、お伝えいたします。

一般会計

歳入144億8900万円

蔵田144億8900万円



用語解說

- ●自主財源/市税など自らの権限で徴収・収納できる財源。●依存財源/国や県を経由する財源で使途や自治体の裁量が制限されているもの。●地方交付税/財源に恵まれた自治体と財源不足に苦しむ自治体間の財政不均衡を是正する事を目的とし、国から交付されるもの。使い道は自由。
- ●支出金/国や県から、特定の事業を促進する目的で使途を指定して交付されるもの。
- ●総務費/市の運営や市職員の給与などにかかる経費。●民生費/高齢者福祉や児童福祉、生活保護などにかかる経費。●公債費/市債の返済にかかる経費。

特別会計・企業会計

会計名	介護保険	国民健康保険	後期高齢者医療	農業集落排水事業
今年度	30億5870万円	37億5820万円	3億6800万円	5620万円
前年度	30億400万円	43億8210万円	3億4120万円	5800万円

会計名	公共下水道事業	コリーナ矢板 排水処理事業	水道事業
今年度	8億5390万円	1660万円	13億600万円
前年度	8億9010万円	1760万円	12億8500万円

※一般会計、特別会計、企業会計いずれも万の単位で掲載。千単位は四捨五入しています。

予算を家計に例えると?

一般会計の予算を、月に30万円の家計に置き換えて説明いたします。

扶助費は医療の給付費など福祉や医療にかかる費用で、支出全体の約5分の1(20.2%)を占めています。

収入 給与 2758700円 内訳 基本給 (市税などの自主財源) 1259000円 諸手当 (地方交付税、国・県支出金) 1459700円 銀行からのローン (市債) 251300円

市税など自主財源が昨年に比べてダウン。 諸手当でまかなっている状況です。効果的、効 率的なお金の使い方になっているのか、しっかり

チェックしてまいります。

	支 出	
家族の医療費	(扶助費)	6л600д
食費	(人件費)	453800н
ローンの返済	(公債費)	2万4900円
光熱費や電話代 (物件費・補助	などの生活費 費・維持補修費)	10万1700円
子どもへの仕送	送り 会計への繰出金)	3万2400円
家の増改築(普	· 通建設事業費)	2 _万 8800 _円
貯金など	(積立金など)	7800ฅ
	合計	30万円

「家族の医療費(医療給付などの扶助費)」、「食費(人件費)」、「ローンの返済(公債費)」の3つは「義務的経費」と言われていて、削減することが非常に難しいお金です。 矢板市だけではなく、全国的に増えている傾向で、義務的経費がさらに増えると、 新しい施策に使えるお金がどんどん減っていきます。

2

第350回 3月定例会(3月2日~3月22日)の審議結果

議案番号	件名	賛成・反対	議決結果
第1号	平成30年度矢板市一般会計予算		
第 2 号	平成30年度矢板市介護保険特別会計予算		
第3号	平成30年度矢板市国民健康保険特別会計予算		
第4号	平成30年度矢板市後期高齢者医療特別会計予算		
第5号	平成30年度矢板市農業集落排水事業特別会計予算		
第6号	平成30年度矢板市公共下水道事業特別会計予算		
第7号	平成30年度矢板市コリーナ矢板排水処理事業特別会計予算		
第8号	平成30年度矢板市水道事業会計予算		
第9号	平成29年度矢板市一般会計補正予算(第6号)		
第10号	平成29年度矢板市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)		
第11号	平成29年度矢板市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)		
第12号	平成29年度矢板市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)	全会一致	原案可決
第13号	平成29年度矢板市木幡宅地造成事業特別会計補正予算(第1号)	で賛成	尔米 可伏
第14号	矢板市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について		
第15号	矢板市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部改正について		
第16号	矢板市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について		
第17号	矢板市職員の給与に関する条例等の一部改正について		
第18号	矢板市国民健康保険財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部改正について		
第19号	矢板市国民健康保険税条例の一部改正について		
第20号	矢板市特別会計条例の一部改正について		
第21号	矢板市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について		
第22号	矢板市遺児手当支給条例の一部改正について		
第23号	矢板市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について		
第24号	矢板市国民健康保険条例の一部改正について		

議案番号	件名	賛成・反対	議決結果
第25号	矢板市介護保険条例の一部改正について		
第26号	矢板市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防 のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について		
第27号	矢板市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について		
第28号	矢板市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防 サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について		
第29号	矢板市道路占用料徴収条例の一部改正について		
第30号	矢板市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について	全会一致で賛成	原案可決
第31号	矢板市都市公園条例の一部改正について	Q //X	
第32号	矢板市営住宅条例の一部改正について		
第33号	矢板市消防団条例の一部改正について		
第34号	固定資産評価審査委員会委員の選任同意について		同意
第35号	財産の減額貸付について		
第36号	市道路線の認定について		百字司法
議員案第1号	矢板市空家等の適正管理に関する条例	起立多数で賛成	原案可決
議員案第2号	矢板市議会の議決すべき事件を定める条例	全会一致で賛成	
	日はいてのしから非不だいたねさした		

※議員案第1号は以下のとおり賛否が分かれました。

賛成:藤田欽哉、櫻井惠二、関由紀夫、小林勇治、石井侑男、渡邉孝一、今井勝巳、大島文男、大貫雄二

反対: 髙瀬由子、佐貫薫、伊藤幹夫、宮本妙子、中村久信、中村有子 ※和田安司議員は、議長のため採決には入っておりません。



議員案2件をご紹介。

議員案第1号 矢板市空家等の適正管理に関する条例 議員案第2号 矢板市議会の議決すべき事件を定める条例

議員案とは:

議会の議決を経るため、市長または議員もしくは委員会が、議会に提出する案件を議案といいます。

このうち、議員が提出した議案は議員案とよばれます。

矢板市議会においては、これまで「矢板市産の飲料の普及促進に関する条例」や「矢板市議会基本条例」などを議員案として提出し可決してきました。

矢板市議会基本条例第12条では、議会の政策立案機能の強化や市長等に対して政策提言を行うことなど が明記されています。

今後も矢板市議会として、議会の機能強化に努めてまいります。



議員案第1号

矢板市空家等の適正管理に関する条例

第1条 この条例は、空家等の適正な管理について市及び所有者等の責務を明らかにするとともに、空家等対策の推進 に関する特別措置法(平成26年法律第127号。以下「法」という。)に定めるもののほか、空家等の適正な管理に関し 必要な事項を定めることにより、空家等が管理不全な状態になることを防止し、もって市民の安心で安全な生活の確保 及び良好な生活環境の保全を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において掲げる用語の意義は、法の定めるところによる。

(市の責務)

- 第3条 市は、第1条の目的を達成するため、空家等の適正な管理促進のために必要な施策を策定し、及び実施しなけ ればならない。
- 2 市は、前項の施策を実施するために必要な体制の整備に努めなければならない。

(所有者等の責務)

- 第4条 空家等の所有者等は、空家等が特定空家等にならないよう適正に管理しなければならない。 (市民等の協力)
- 第5条 市民等は、第3条の規定による施策の策定及び実施に協力するよう努めるものとする。
- 2 市民等は、特定空家等と認めるに足りる事実があるときは、市に情報を提供するように努めるものとする。
- 第6条 市長は、空家等の老朽化等による倒壊等により人の生命、身体又は財産に重大な損害を及ぼす等の危険な状態 が切迫していると認めるときは、その危険な状態を回避するため、必要な最小限度の措置を講ずることができる。
- 2 市長は、前項の措置を講じたときは、当該措置に要した費用を当該空家等の所有者等から徴収することができる。 (矢板市空家等審議会)
- 第7条 この条例の適切な運用を図るため、矢板市空家等審議会(次項において「審議会」という。)を設置する。
- 2 審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(関係機関への要請)

- 第8条 市長は、必要があると認めるときは、市の区域を管轄する関係機関等に必要な措置を要請することができる。 (委任)
- 第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。 附則

この条例は、平成30年10月1日から施行する。

この条例でこう変わる!

矢板市の空家対策については、現在「空家等対策の推進に関する特別措置法」に 基づき運用されていますが、この条例により、市と空家等の所有者の責務が明確化 されるとともに、災害時などにおける市の応急措置について明文化されました。

この条例は、周知期間などを考慮したうえで、10月1日からの施行(効力発 生)となります。



議員案第2号

矢板市議会の議決すべき事件を定める条例

- 第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第2項の規定に基づき、矢板市議会 (以下「議会」という。)の議決すべき事件について定めるものとする。 (議会の議決すべき事件)
- 第2条 議会の議決すべき事件は次のとおりとする。
- (1) 市政全般に係る政策及び施策の基本的な方向を総合的かつ体系的に定める計画の策定、変更又は廃止 に関すること
- (2) 市民憲章の制定、変更又は廃止に関すること。
- 都市宣言の制定、変更又は廃止に関すること。
- (4) 姉妹都市又は友好都市の締結に関すること。
- この条例は、平成30年4月1日から施行する。

この条例でこう変わる!

議会で議決すべき事項は、法律により15項目定められていますが、そのほか、条例で定めることにより、 新たに議決すべき事件を追加することが可能です。

この条例により、法定の15項目以外に市の総合的な計画などを議決事項とすることで、市政に対するより 積極的な議会の参与と民意の反映が可能となります。



議案をこのように審査しました。

委員会 審査レポート

◎佐貫 薫 ○関由紀夫 藤田欽哉 和田安司 中村久信 石井侑男 中村有子 渡邉孝-

• 平成29年度矢板市一般会計補正予算 (第6号)

概要 歳入歳出からそれぞれ3億870万円を 減額し、予算総額を134億2620万円 に補正するもの。

結果 全会一致で可決

• 平成29年度矢板市国民健康保険特別会計 補正予算(第3号)

概要 歳入歳出からそれぞれ 2198 万6千円 を減額し、予算総額を45億4619万円 に補正するもの。

結果 全会一致で可決

・矢板市指定居宅介護支援等の事業の人員 及び運営に関する基準を定める条例の制 定について

概要 介護保険法の一部が改正されたことに 伴い、居宅介護支援事業所の指定等に ついて県から市に移譲されるため、新 たに条例を制定するもの。

結果 全会一致で可決

・矢板市職員の勤務時間、休日及び休暇に 関する条例等の一部改正について

概要 平成29年人事院勧告により、国の一 般職の職員の勤務時間、休暇等に関す る法律の一部が改正されたことに伴 い、本市職員についても国に準じた改 定を行うため、条例の一部を改正する \$ O

結果 全会一致で可決

・矢板市職員の育児休業等に関する条例の 一部改正について

概要 育児休業、介護休業等育児又は家族介 護を行う労働者の福祉に関する法律の 一部が改正されたことに伴い、所要の 整備を行うため、条例の一部を改正す るもの。

結果 全会一致で可決

・矢板市職員の給与に関する条例等の一部 改正について

概要 平成29年人事院勧告により、国の一 般職の職員の給与に関する法律の一部 が改正されたことに伴い、本市職員に ついても国に準じた改定を行うため、 条例の一部を改正するもの。

結果 全会一致で可決

- ・矢板市国民健康保険財政調整基金の設 置、管理及び処分に関する条例の一部改 正について
- ・矢板市後期高齢者医療に関する条例の一 部改正について
- ・矢板市国民健康保険条例の一部改正につ いて

概要 持続可能な医療保険制度を構築するた めの国民健康保険法等の一部を改正す る法律が施行されたことに伴い、所要 の整備を行うため、条例の一部を改正 するもの。

結果 全会一致で可決

・矢板市国民健康保険税条例の一部改正に ついて

第 23 号

概要 国民健康保険制度の見直しにより、県 が示した国民健康保険事業費納付金を 基に、本市の国民健康保険税の税率等 を定めるため、条例の一部を改正する \$000

結果 全会一致で可決

・矢板市特定教育・保育施設及び特定地域 型保育事業の運営に関する基準を定める 条例の一部改正について

概要 基準府令となっている特定教育・保育 施設及び特定地域型保育事業の運営に 関する基準の一部が改正されたことに 伴い、所要の整備を行うため、条例の 一部を改正するもの。

結果 全会一致で可決

・矢板市遺児手当支給条例の一部改正につ いて

議案第22号

概要 遺児手当の支給要件を拡充することに 伴い、所要の整備を行うため、条例の 一部を改正するもの。

結果 全会一致で可決

・矢板市介護保険条例の一部改正について

概要 介護保険法で規定されている3年ごと の介護保険料の見直しを行うほか、介 護保険法等の一部が改正されたことに 伴い、所要の整備を行うため、条例の 一部を改正するもの。

結果 全会一致で可決

- ・矢板市指定介護予防支援等の事業の人員 及び運営並びに指定介護予防支援等に係 る介護予防のための効果的な支援の方法 に関する基準を定める条例の一部改正に ついて
- ・矢板市指定地域密着型サービスの事業の 人員、設備及び運営に関する基準を定め る条例の一部改正について
- ・矢板市指定地域密着型介護予防サービス の事業の人員、設備及び運営並びに指定 地域密着型介護予防サービスに係る介護 予防のための効果的な支援の方法に関す る基準を定める条例の一部改正について

概要 介護保険法に基づく基準省令の一部が 改正されたことに伴い、所要の整備を 行うため、条例の一部を改正するもの。

結果 全会一致で可決

・矢板市消防団条例の一部改正について

概要 消防団役員の任期及び消防団員の報酬 を見直すことに伴い、所要の整備を行 うため、条例の一部を改正するもの。

結果 全会一致で可決

・財産の減額貸付について

概要 旧長井小学校校舎の賃貸借委契約が、 平成30年3月31日で満了となること に伴い、引き続き、校舎の有効活用を 図るとともに、福祉の向上、地域の活 性化、雇用の創出等を図るため、減額 貸付することについて、法の定めると ころにより、議会の議決を求めるもの。

結果 全会一致で可決



総務厚生常任委員会による審査

経済建設文教常任委員会

◎伊藤幹夫 ○小林勇治 櫻井惠二 宮本妙子 今井勝巳 大冒雄二

• 平成29年度矢板市農業集落排水事業特別 会計補正予算(第1号)

概要 歳入歳出からそれぞれ 200 万円を減額 し、予算総額を5600万円に補正する

結果 全会一致で可決

• 平成29年度矢板市公共下水道事業特別会 計補正予算(第3号)

概要 歳入歳出からそれぞれ 1976 万円を減 額し、予算総額を8億9026万3千円 に補正するもの。

結果 全会一致で可決

• 平成29年度矢板市木幡宅地造成事業特別 会計補正予算(第1号)

概要 歳入歳出からそれぞれ 300 万円を減額 し、予算総額を1億4740万円に補正 するもの。

結果 全会一致で可決

・矢板市特別会計条例の一部改正について

概要 矢板市木幡宅地造成事業特別会計の廃 止に伴い、所要の整備を行うため、条 例の一部を改正するもの。

結果 全会一致で可決

議案第20号

議案第30号

・矢板市道路占用料徴収条例の一部改正に ついて

概要 道路法施行令の一部が改正されたこと に伴い、市道の占用料について見直し を行うため、条例の一部を改正するも

結果 全会一致で可決

・矢板市地区計画の区域内における建築物 の制限に関する条例の一部改正について

概要 建築基準法の一部が改正されることに 伴い、所要の整備を行うため、条例の 一部を改正するもの。

結果 全会一致で可決

・矢板市都市公園条例の一部改正について

概要 都市公園法施行令の一部が改正された ことに伴い、所要の整備を行うため、 条例の一部を改正するもの。

結果 全会一致で可決

・矢板市営住宅条例の一部改正について

概要 市営住宅の入居資格条件を追加するこ とに伴い、所要の整備を行うため、条 例の一部を改正するもの。

結果 全会一致で可決

・市道路線の認定について

概要 矢板市乙畑地内において、新たに1路 線を市道に認定するため、法の定めると ころにより、議会の議決を求めるもの。

結果 全会一致で可決



経済建設文教常任委員会による現地調査

請願・陳情は、 こんな方法で

請願・陳情は、市民の皆さまの要望を市政に反映させるための 制度です。

請願書・陳情書を提出する方は、以下の要領でご持参ください。

様式

• 用紙サイズは A4 版。右の様式に準じて日本語で作成して ください。

内容

- •簡単な趣旨、理由、提出日、請願者(陳情者)の住所、氏名 を記載し、押印の上、ご提出ください。
- ※請願書には、必ず1人以上の紹介議員(矢板市議会議員)の 署名、または記名押印が必要です。陳情書には紹介議員は 必要ありません。
- ※道路や水路等の場合は、地図の写しや略図を添付してくだ いくな

受付期日

● 定例会(3月、6月、9月、12月) 開会日の10日ぐらい前までに ご提出ください。

市役所が閉庁のときを除き、いつでも受け付けています。

お問い合わせ先:議会事務局 **TEL:43-6216**

請願書様式

(表 紙)

○○○○○に関する請願書 紹介議員 氏

(内 容)

地方自治法第124条の規定により、 上記の請願書を提出します。

平成 年 月 日

請願者(代表)

住 所

氏名〇〇〇〇 ⑩

(連名のときは末尾に署名簿を添え、ここ には代表者を記載し、ほか何名とする。) 矢板市議会議長

陳情書様式

(表 紙)

○○○○○に関する陳情書

(内 容)

件 名 ○○○○○に関する陳情

平成 年 月 日

陳情者(代表)

住 所

氏名〇〇〇〇 ⑩

(連名のときは末尾に署名簿を添え、ここ には代表者を記載し、ほか何名とする。)

矢板市議会議長

様

市勢発展のために! 一般質問」報告

市政を

3/5

市政の課題や将来の展望について質す一般質問。 3月議会では、5人の議員が質問をしました。 「矢板を良くしたい!」 各議員の熱い思い、ご一読ください。



伊藤 幹夫 議員

[今回の質問]

- 1.人口減少対策について
- 2. 観光事業について
- 3. 公共施設再配置計画と廃校 利用について
- 4. クールチョイスについて

フットパス整備の考えを問う。 公共施設再配置計画周知策と廃校利用は。

質問

フットパス*を整備することで、行 政、住民、民間企業、河川管理者等が 連携して回遊ルートの確保やイベン トの開催等を行うことにより、にぎわ い創出が想定され、観光客の誘致、地 域の観光振興及び活性化につながる。 国も支援を推進しているが、市として の取り組みについて問う。

※フットパスとは、イギリスを発祥とする『森 林や田園地帯、古い街並みなど地域に昔からあ るありのままの風景を楽しみながら歩くこと 【Foot】ができる小径(こみち)【Path】」のこと。

矢板市としては、「駅からハイキ ング」がフットパスの取り組みと合 致すると思われる。コースを観光 ホームページ等でPRする取り組み から始めていきたい。

公共施設再配置計画にあたり、グ ランドデザインの周知徹底や、今後 個別計画策定を進めるにあたり、ワー クショップの導入や、分りやすく知っ てもらうために他自治体が活用して いる、漫画を活用した情報発信をし たり、学校については、文部科学省 が推進している「みんなの廃校」プ ロジェクトを活用してはどうか。

ワークショップの導入は、各個別 計画策定等の際に、導入できるもの は導入していきたい。漫画を活用し た情報発信は参考にさせていただ く。「みんなの廃校 | プロジェクトは、 今後、調査研究を進めていきたい。



石井 侑男 議員

[今回の質問]

- 1. 企業誘致について
- 2. エコモデルハウスの利活用 について
- 3. 矢板市の育英事業について

企業誘致の進捗と今後を問う。 給付型育英資金制度の導入について問う。

質問

企業誘致の推進は、雇用の場の確 保、市税収入の増加、まちの活性化 にも大きく寄与するとともに、人口 減少対策にも有効である。総合計画 に矢板南産業団地立地企業数の目標 指標(平成32年度で16社)を掲げ ているが、進捗状況と今後を問う。

答弁

矢板南産業団地には12社が立地 している。今年度3社が内定してお り、残りの2区画も引き合いがある。

今後は矢板南産業団地の拡張を含 めさらなる整備を県に要望していく ほか、矢板南産業団地以外の適地の 案内、誘致支援対象業種の拡大や支 援内容の再考等を図っていく。

矢板市の育英事業について、市民 からの寄附やふるさと納税寄附等を 募り、基金を増やすことで、給付型 奨学資金制度の導入を図ってはと考 えるが、当局の見解を問う。

答弁

本市においても、給付型奨学金制 度については様々な角度から議論を しているところである。制度導入の 準備段階として、育英会の趣旨に賛 同いただき、寄附をいただけるよう さらに周知し、給付型に耐えうる原 資の確保に努めたい。

あわせて、給付型奨学金制度の選 考基準等の設置について、公益財団 法人矢板市育英会に諮っていく。



中村 有子 議員

[今回の質問]

- 1.健康増進対策について
- 2. 認知症対策について
- 3. 観光振興について
- 4. 自然植物の保護対策について

健康長寿をめざした具体的な対策を問う。 八方ヶ原に自生する植物の保護対策を!

質問

矢板版「健康マイレージ事業」、ま ちなか保健室の内容と運営方針、受 動喫煙防止対策の取り組みを問う。

答弁

事業名を「やいた健康ポイント事 業 | とし、参加対象者は40歳以上 の矢板市民 300 人、ポイント (pt) 対象を「あるく」「はかる」「出かけ る | 「参加する | の4つの柱とした。 1 Pt 1 円、1 人年間 10000pt を商 品券等に交換できる。「まちなか保 健室」は市保健福祉センター、公民 館、商業施設などに月3回程度開設 し健康相談を行う。受動喫煙対策で は、禁煙、分煙を示すステッカー貼 付け等の協力を得て推進していく。

八方ヶ原、大間々に自生するレン ゲツツジの根元に害虫が発生し害虫 駆除等の早急な保護対策が必要と なっている。当局の対応策を問う。

答弁

害虫による被害について国に問い 合わせたところ、枯枝の原因は害虫 なのか、また害虫が発生している場 合でも種類が特定できない限り、殺 虫剤の散布はできないとの回答で あった。国有地であることから、国 による対応を引き続き要望するとと もに、市として早急にできることは 何かをボランティアや専門知識のあ る方と検討していく。



髙瀬 由子 議員

[今回の質問]

- 1. 「駅からハイキング」で DC -子や孫が帰ってくるまちづくり-
- 2. 「Jプロツアー」や「駅からサ イクリング」で DC - 「訪れたい矢板」から「住んでみたい矢板」へ-
- 3. ふるさと納税返礼品拡充 - 「訪れたい矢板へ」-
- 4. 学生と連携した矢板 PR - 「通いたい、通わせたい矢板」へ-
- 5. 通学路の整備について - 「住みやすい・選ばれやすい矢板へ」-
- 6. 「矢板ファンクラブ」による 矢板 PR
 - 「矢板再発見」から「交流人口増・定住促進」へ-

学生と連携した矢板 PRで交流人口増へ! 矢板ファンを募って矢板 PRを!

質問

矢板市内の3高校は各種大会やイ ベントで活躍し社会貢献活動も盛ん である。矢板武塾など市内イベント を通して次の時代を担う若い世代に 第一第二の故郷としての愛着を持っ てさらに活躍して頂き、交流人口増・ 定住促進を図ってはいかがか。

答弁

高校生は本市にとり貴重な交流人 口でもある。矢板武塾では高校生の 居場所づくりと主体的活動による活 性化が発表された。60万円を計上 し、駅周辺における「高校生の集ま るまちづくり」を切り口とした活性 化に取り組み、交流人口のさらなる 増・定住促進を図っていく。

市内には元新聞記者、作家、漫画家、 写真家がいらっしゃり、高校とシル バー大学北校もある。広報やラジオ 「やいこみゅ | 「やいたうん | などで 「矢 板ファン | を募り、矢板の良さを PR していただいてはいかがか。

現在矢板PRと助言をいただく「つつ じの郷矢板ふるさと大使」が13名いる。 市の魅力を全国に紹介し、知名度の 向上・イメージアップを図る目的で 「やいた応援大使」を設置する。本市 出身でなくても、本市に愛着を持ち、 ソーシャルメディアを活用し、多く の方への影響力、発信力、拡散力な どの要件を満たす方を委嘱する。



今井 勝巳 議員

[今回の質問]

- 1.中心市街地について
- 2. 国際交流事業の 今後について

中心市街地の今後の整備方針を問う!

質問

市の顔である矢板駅西地区の衰退 が進んでいる。まちづくりの施策と して、平成17年に国の認定を受け、 TMO*を設立したが整備が進んで いるといえない。整備状況と整備が 進まない原因を調査しているが、そ の結果について報告を求める。

*TMOとは「Town Management Organizati on」の略で、まちづくりをマネージ (運営・管理) する機関をいいます。

様々な主体が参加するまちの運営を横断的・総 合的に調整し、プロデュースします。

JR矢板駅舎内のエレベーターの 設置支援、西口広場や県道矢板停車 場線のバリアフリー化を実施した。 また、矢板那須線のバイパスや文 化会館周辺道路など道路網の強化を 図った。国道 461 号の拡幅整備や中 央通りの延伸整備は関係機関と調整 しているが、公図混乱が深刻であり 障害になっている。調査の結果、商 店数の減少や空き地空き家が増加し ていることや、公図混乱により不動 産が流通されにくいことが問題とし て指摘されている。

さらに空き地空き家の適正管理を 目的とした制度の必要性、空き家の 利活用による空き家数の抑制や不動 産の流通しやすい環境整備が必要と 考えている。今後の整備方針は、検 討会を設け新計画の必要性も含め来 年度末までに方向性を出したい。

ご報告

平成29年度

「政務活動費」の交付状況

矢板市議会の政務活動費は、1人当たり年額24万円が上限です。

平成28年度までは、政務活動費を事前に交付していましたが、平成29 年度からは、執行額を後日請求する「事後交付制度」を採用しています。

事後交付制度では年2回(上半期・下半期)の実績報告書の提出 を義務付けています。今号では、平成29年度の政務活動費の交 付状況についてご報告いたします。



交付決定(上限)額

360ъ H

交付確定額(執行率76.07%)

273万8,525円

交付残額

86万1,475円

《執行内容の内訳》

研究研修費 37万2,684円 (主な支出は、研修会参加負担金、宿泊費、交通費などです)
調査費 206万6,250円 (主な支出は、宿泊費、交通費、燃料費などです)
資料作成費 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
資料購入費 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
事務所費 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

※議員別の詳細は、P14・15をご覧ください。 また、詳細については矢板市議会ホームページで公開しております。



政務活動費 Q&A

Q. そもそも「政務活動費」って何?

A. 議員が政策立案や政策提言の力を高めるた め、調査研究活動を行う際の経費です。

Q. どんな経費が認められているの?

A. 上の表に記載されている研究研修費、調査 費などが経費として認められています。

平成29年度矢板市議会

議席	- -	交付決定額				実支出	額の内訳					実支出額		執行率			
席番号	議員氏名	交付決定額 (交付上限額)		研究研修費	調査費	資料作成費	資料購入費	広聴費	人件費	事務所費	その他 の経費				父的残額		
		240,000	上半期									0	0				
1	髙瀬 由子		下半期	135,648	91,331		14,364					241,343	240,000	100.00%	О		
			合計	135,648	91,331	0	14,364	0	0	0	0	241,343	240,000				
			上半期		84,245							84,245	84,245				
2	藤田 欽哉	240,000	下半期		114,428							114,428	114,428	82.78%	41,327		
			合計	0	198,673	0	0	0	0	0	0	198,673	198,673				
			上半期		84,245							84,245	84,245				
3	櫻井 惠二	240,000	下半期									0	0	35.10%	155,755		
			合計	0	84,245	0	0	0	0	0	0	84,245	84,245				
		240,000	上半期				36,408					36,408	36,408				
4	関 由紀夫		240,000	下半期									0	0	15.17%	203,592	
			合計	0	0	0	36,408	0	0	0	0	36,408	36,408				
		勇治 240,000	上半期		84,245							84,245	84,245				
5	小林 勇治		240,000	240,000	下半期		114,428							114,428	114,428	82.78%	41,327
			合計	0	198,673	0	0	0	0	0	0	198,673	198,673				
		240,000	上半期		85,096		90,720					175,816	175,816				
6	佐貫		下半期		49,908		37,116					87,024	64,184	100.00%	0		
			合計	0	135,004	0	127,836	0	0	0	0	262,840	240,000				
			上半期		85,096							85,096	85,096				
7	伊藤 幹夫	240,000	下半期	90,718	91,331							182,049	154,904	100.00%	0		
			合計	90,718	176,427	0	0	0	0	0	0	267,145	240,000				
			上半期				97,200					97,200	97,200				
8	和田 安司	240,000	下半期	146,318	91,331		3,736					241,385	142,800	100.00%	0		
			合計	146,318	91,331	0	100,936	0	0	0	0	338,585	240,000				
			上半期		83,586							83,586	83,586				
9	宮本 妙子	240,000	下半期									0	0	34.83%	156,414		
			合計	0	83,586	0	0	0	0	0	0	83,586	83,586				

^{※12}番中村有子議員は、交付申請をしていません。年度を通して交付を受けない場合は、交付申請が不要です。 (交付の手順は、交付申請→交付決定→政務活動→実績報告→交付確定→請求→交付の手順によります。)

政務活動費交付状況一覧

(単位:円)

														甲	位:円)	
議席	議員氏名	交付決定額				実支出	額の内訳					実支出額	交付確定額 (対交付上限額)	執行率	亦付硅額	
席番号	選貝 仄 名	交付決定額 (交付上限額)		研究研修費	調査費	資料作成費	資料購入費	広聴費	人件費	事務所費	その他 の経費	合 計	(対交付上限額)	(対交付上限額) (%)	文门残額	
			上半期				90,720					90,720	90,720			
10	中村 久信	240,000	下半期									0	0	37.80%	149,280	
			合計	0	0	0	90,720	0	0	0	0	90,720	90,720			
			上半期		84,245		40,370					124,615	124,615			
11	石井 侑男	240,000	下半期		25,228							25,228	25,228	62.43%	90,157	
			合計	0	109,473	0	40,370	0	0	0	0	149,843	149,843			
			上半期									0	0			
12	中村 有子		下半期									0	0			
			合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
			上半期		83,586							83,586	83,586			
13	渡邉 孝一	- 240,000	240,000	下半期		158,871							158,871	156,414	100.00%	0
			合計	0	242,457	0	0	0	0	0	0	242,457	240,000			
		240,000	上半期		84,245							84,245	84,245	94.05%	14,289	
14	今井 勝巳		下半期		141,466							141,466	141,466			
			合計	0	225,711	0	0	0	0	0	0	225,711	225,711			
			上半期		84,245		36,768					121,013	121,013			
15	大島 文男	240,000	下半期		114,428		18,210					132,638	118,987	100.00%	0	
			合計	0	198,673	0	54,978	0	0	0	0	253,651	240,000			
			上半期									0	0			
16	大貫 雄二	240,000	下半期		230,666							230,666	230,666	96.11%	9,334	
			合計	0	230,666	0	0	0	0	0	0	230,666	230,666			
			上半期	0	842,834	0	392,186	0	0	0	0	1,235,020	1,235,020			
	合 計	3,600,000	下半期	372,684	1,223,416	0	73,426	0	0	0	0	1,669,526	1,503,505	76.07%	861,475	
		0,000,000													,	
			合計	372,684	2,066,250	0	465,612	0	0	0	0	2,904,546	2,738,525			
	全体構成比(%)		12.8%	71.1%	0.0%	16.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%					

Mail : gikaijimukyoku@city.yaita.tochigi.jp

「これまで」と「これから」 議会の動きをご報告

矢板市議会 スケジュール帳

2月~4月の議会日誌

2月

5日 塩谷広域行政組合議会全員協議会、定例会

14日 議会報告会運営委員会正副班長会議

県北五市議長会議 (那須烏山市)

15日 議会報告会運営委員会 全員協議会、議員会

22日 議会運営委員会

3月

2日~22日 第350回矢板市議会定例会

2日 全員協議会、議員会、

議会改革推進特別委員会

9日 議員会

13日 議会改革推進特別委員会、議員会

22日 議会運営委員会、全員協議会

議会広報広聴委員会

27日·28日 神奈川県議会行政視察来庁

4月

17日 栃木県市議会議長会議 (足利市)

18日 議会報告会運営委員会正副班長会議

19日 全員協議会、議会報告会運営委員会、

議会広報広聴委員会

24日 第84回関東市議会議長会定期総会

(群馬県桐生市)

大分市議会行政視察来庁

ぜひ、傍聴にお越しください。

なお、日程等が変更となる場合がございますので、あらかじめ議会事務局にお問い合わせください。(TEL.43-6216)

5月~8月の議会スケジュール(予定)

5月

17日 全員協議会

22日 塩谷市町村議会議長会議

24日 議会運営委員会

25日 県北五市議長会議 (大田原市)

30日 全国市議会議長会第94回定期総会

(東京都千代田区)

6月

1日 全員協議会、定例会開会

4日~6日 一般質問

7日~11日 常任委員会

14日 全員協議会·定例会閉会

21日 長野県下諏訪町行政視察来庁

22日 塩谷市町村議会議長会議

28日 栃木県佐野市行政視察来庁

7月

8月

19日 栃木県市議会議 21日 全員協議会 長会議(真岡市) 30日 議会運営委員会

20日 全員協議会

News

高校生との意見交換会 を開催します。

今年度は、新たに高校生と矢板市議会との意見交換会の開催を予定しております。市内3高校に在学する生徒さんから若い世代の生の声を頂戴したいと考えております。結果については、次号以降でご報告させていただきます。

表紙写真説明

『おしらじの滝』

八方ヶ原にある、表紙の滝をご存知でしょうか。雨の後などにだけ現れる幻の滝。

山の駅たかはらから那須塩原方面へ車で5分、そこからさらに遊歩道を5分ほど下ると神秘的なブルーの滝つぼが迎えてくれます。木漏れ日と神秘的なブルーの水、そして山の緑があいまって息をのむような美しさです。「本物の出会い 栃木」デスティネーションキャンペーン (4/1~6/30) により、市外からも多くの方が訪れています。

DC: JR東日本と栃木県内の自治体等が共同で実施する大型観光キャンペーン

編集後記

矢板市制60周年を迎え、市民の皆さまのご理解・ご協力に感謝申し上げます。スポーツツーリズムを核とし各世代を支援した「活力と魅力のあるまちづくり」のための予算を議決しました。皆さまの貴重な税金が、より良い市勢発展のために無駄なく使われるようさらにチェックを重ねてまいります。

今年度は高校生との意見交換会を予定しております。海外の家庭では政治についての議論がよく行われ、子どもたちも早くから政治に関心を持つといわれます。皆さまの貴重なご意見を市政に反映させ、どなたにも開かれた議会を目指します。みんなで一緒に矢板の未来を築いていきましょう! (髙瀬中子)

「矢板市議会だより」について、ご感想・ご意見をお待ちしております。 FAX(0287-44-1100)、封書など(〒329-2192 矢板市本町5-4 矢板市議会事務局あて)、Email(gikaijimukyoku@city.yaita.tochigi.jp)

※次号(第202号)は8月1日発行予定です。

議会広報広聴 委員会

委員長:関由紀夫 副委員長:佐貫 薫

伊藤幹夫

委員:髙瀬由子 藤田欽哉

> 櫻井惠二 小林勇治 和田安司 宮本妙子

検索